

質問に答えて

「子ども・子育て会議」について

【質問】

「子ども・子育て会議」条例が提案されました。地域での子ども・子育て新制度はどのような変わるのでしょうか。議会の関与はどのようなのでしょうか。

【回答】

地方版「子ども・子育て会議」設置は「努力義務」

二〇一二年八月に子ども・子育て支援法（以下「法」という）が成立、政府は、「新制度」を消費税一〇％への増税と合わせてスタートすることで準備を進め、早ければ二〇一五年四月の施行をめざしています。

法(第七十二条～七十七条)は、内閣に「子ども・子育て会議」を置き、「子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者」が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みをつくるとしています。併せて都道府県及び市町村に合議制機関＝地方版「子ども子育て会議」の「設置努力義務」を位置づけました。

内閣府は、今年七月の子ども・子育て会議に、地方版「子ども・子育て会議」は、七月一日時点で「設置済み」の都道府県、市町村は千七百八十九団体のうち六百十九団体（約三十五％）と公表しました。それによると「今後対応予定」は九百十一団体（約五十一％）、「会議自体を置かない」は十一団体（約一％）、「方針未定」は、二百四十八団体（約十四％）でした。

会議の役割は何か

地方版「子ども・子育て会議」は、自治体が特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）や、特定地域型保育（小規模保育（利用定員六人以上十九人以下）、家庭的保育（利用定員五人以下）居宅訪問型保育、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域の保育も提供する施設））の利用定員を定める際や、市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という）を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされています。さらに、計画づくり段階にとどまらず、ひきつづいて子育て支援施策の実施状況等について調査・審議するための附属機関としています。

内閣府はQ&Aで、「地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画へ、地域の子育てニーズを反映していくことをはじめ、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参

画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある」としています。(内閣府作成「自治体説明会(二〇一二年九月一八日)における主な質疑について」で検索可能、以下「Q&A」という)としています。

地域子ども・子育て支援事業

新制度は、市町村が直接責任を負わない多様な保育事業である特定地域型保育を、共働き家庭の増加など利用者のライフスタイルが変化しているため、多様なライフスタイルに柔軟な対応ができるようにするとして、認可保育所以外の多様な保育所をひろげました(改正児童福祉法第六条の三の七、九)。この保育の「多様化」は、市町村の保育実施義務を空洞化させ、マンションの一室や空き店舗でもよし、とするなど格差の拡大と基準の引き下げにつながる懸念があります。「直接契約」「直接補助」の移行も保育所のしくみや補助金の流れ、使い方なども大きく変えようとしています(詳しくは、本誌二〇一三年一〇月号等を参照してください)。

そうしたなかで、法は、市町村の地域子ども・子育て支援事業を十三項目あげ、「五年を一期とする支援事業計画」を義務づけました。それは、①子育て相談 ②延長保育 ③実費徴収に係る補足給付 ④民間事業者の参入の促進に関する調査研究 ⑤放課後児童健全育成事業(学童) ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業 ⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業一と多岐にわたります。これらの計画づくりにあたっては、あらかじめ地方版「子ども・子育て会議」などの意見を聴かなければならないとしています。当事者の意見を反映した計画づくりができるよう前向きな対応が求められます。

学童保育の対象拡大

十三事業の一つ、学童保育にも大きな変化があります。学童保育は、児童福祉法では「放課後児童健全育成事業」記されている事業で、国は「放課後児童クラブ」と称しています。現行児童福祉法(第六条三の二項)は、「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の(下線筆者)児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、・・・」と、学童保育の対象を「おおむね十歳未満」=小学3年生までとしています。改正児童福祉法は、「おおむね十歳未満」を削除し、「小学校に就学している児童」が対象となりました。国は、「この対象については、市町村の裁量で対象学年を変更できるものではなく、小学校六年までを対象に、地域におけるニーズを把握して、事業を実施していただくことになる」(「Q&A」から)としています。

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、「条例で基準を定めなければならない」(改正児童福祉法第三十四条の八の二)となりました。その条例を定めるに当たっては、「従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定め

るものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする」としています。「指導員の資格」と「配置基準」は国が決めた基準に従うこととなりますが、それ以外の、施設の広さや必要な設備、定員・規模、開設日・開設時間・施設の基準などは、国の基準を参酌（参考）にして市町村が決めることとなります。これも地方版「子ども子育て会議」などの「意見を聴いて」計画がつくられることとなりますから、関係当事者の委員参加が望まれます。

補助金から一括交付金へ

国からの補助金制度も変わります。「二十七年度以降は子ども・子育て支援法に基づき、市町村計画に記載する地域子ども・子育て支援事業が財政支援の対象となる」（「Q&A」から）。これまでの次世代育成支援対策推進法に根拠を置く現行子育て支援交付金は二十六年度で廃止され、十三の事業計画に基づいて「一括交付金」として支給されることとなります。したがって事業計画の内容によって交付金の額が異なってくると見られます。地方版「子ども・子育て会議」は重要な役割を担うこととなります。

議会に付議すべき事項は

各種条例をはじめ、新制度施行に伴い議会に付議すべき事項として、内閣府は「法律上義務づけられているものは、以下のとおり」としています（「Q&A」から）。

自治体が決める認可基準や制度の中身が、現行基準の引き下げにならないよう、関係者との共同を広げ、議会や自治体に働きかけましょう。

《市町村》

- ・市町村における子ども・子育て会議の設置
- ・公立認定こども園・幼稚園・保育所の設置(既存条例の改正・廃止を含む)
- ・幼保連携型認定こども園の認可基準(政令市・中核市のみ)
- ・保育所の認可基準(政令市・中核市のみ)
- ・地域型保育事業の認可基準
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設置運営基準
- ・過料(正当な理由なしに、報告、物件の提出・提示をしない者に対する)を科する規定

《都道府県》

- ・都道府県における子ども・子育て会議の設置
- ・公立認定こども園・幼稚園・保育所の設置(既存条例の改正・廃止を含む)
- ・幼保連携型認定こども園の認可基準
- ・幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置
- ・認定こども園(幼保連携型以外)の認定要件
- ・保育所の認可基準

また、議決事項、その他議会が関与する可能性がある事項については以下のとおり

《市町村》

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・公私連携幼保連携型認定こども園設置法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡
- ・公私連携保育法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡
- ・教育・保育の利用料

《都道府県》

- ・都道府県子ども・子育て支援事業計画

本格実施までの想定イメージ

市町村計画策定は、二〇一三年から一四年半ばまでの一年半で、ニーズ調査に基づく教育・保育・子育て支援の量の見込み(需要計画)と確保方法(供給計画)までの作業を完成させる必要があるとしているなど、内閣府は、表のスケジュール(市町村事業について抜粋)を公表しています

本格実施までの現時点での想定イメージ (内閣府資料から作成)				
		2013年度	2014年度	2015年度
基本指針・事業計画	子ども・子育て 会議設置	市町村事業計画の検討		
認可基準(幼保連携認定こども園)・確認基準			条例の検討 認可確認事務	
保育の必要性の認定基準			認定事務	
公定価格			利用者負担の設定	
市町村事業			学童条例の検討 届出受理・事務実施準備	
幼保連携型認定こども園 保育要綱(仮称)			認定こども園職員に対する研修等	
保育緊急確保事業		保育計画の改定	保育緊急確保事業の実施	
実施体制		自治体において準備組織を整備		一元的準備体制を整備

当事者の要望を反映できる組織に

「地方版子ども・子育て」会議の設置は、義務付けではありませんが、市町村が進める子育て支援が十分なものかどうかをチェックし、当事者の要望を取り入れて施策を改善することができる組織となるように設置させましょう。父母や保育関係者の声を届け、要求を反映させることを重視し、条件のあるところは積極的に委員に手をあげて働きかけましょう。